

内閣参質二〇一第一八八号

令和二年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出安倍総理らのいわゆるご飯論法による国会答弁についての認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出安倍総理らのいわゆるご飯論法による国会答弁についての認識に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「ご飯論法」について国会審議において取り上げられたことは承知している。いずれにしても、政府としては、国会審議において真摯に説明することによって、質問に真正面から答えず意図的に論点をずらして中身のある答弁を行うことを回避する」及び「国会審議を妨害し、議院内閣制の下の国会による行政監視を妨害し、ひいては主権者国民への責任を裏切る行為を犯している」との御指摘は当たらないものと考えている。